

水道のお知らせ

問い合わせ▷水道業務課

水道料金を改定しました

水道料金は、本紙2月1日号で掲載したとおり、4月使用分の水道料金から新料金を適用します。

旧料金から新料金への切り替えは下表のとおりです。

【料金区分の切り替え】

検針月	4月	5月	6月
水道使用月 (おおむね)	2・3月	3月	4・5月
料金区分	旧料金	旧料金	新料金

5月検針は、JR東海道本線以南地区(緑町、二本木町は除く)です。

経営効率化を進めます

皆さんに安全な水道水を安定して届けるために、「配水管の布設・布設替え」「浄水場や配水場の整備」「水質管理」などさまざまな業務を行っています。そして、これらの業務に必要な経費は、皆さんが支払う水道料金によって賄われています。

今後とも引き続き経費の削減ときめ細かいサービスの充実に努めます。

経費の削減

- ①人件費の削減
- ②支払利息の節減
- ③工事費の縮減
- ④遊休水道用地の売却



サービスの充実

①工事負担金の軽減

配水管を布設するための負担金を軽減しました。昨年度まで施工延長から10m分を控除していましたが、今年度から20m分を控除するよう工事負担金の計算方法を改定し、皆さんの負担を軽減しました。前面道路に配水管がなく、水道から給水をしていない人や新築予定の人は、この機会にぜひ給水申し込みを検討してください。

②水圧不足地域の計画的解消

宅地開発や高層住宅の増加による水量不足地域への対策として、配水管の口径を大きくしたりループ化を図ったりして、水道水の安定供給に努めます。

水道料金表

<基本料金(1か月につき)>

メーター口径	料金(円)
13mm	600← 600
20	1000← 940
25	2500← 2460
40	7600← 7560
50	1万2200←1万1200
75	2万7000←2万4500
100	5万0000←4万2500
集合住宅など (使用戸数1戸当たり)	600← 600

※集合住宅など＝1個の給水装置で2戸以上の居住用住宅などに給水するもので受水層を備えて使用するもの。

<水量料金(1か月につき)1㎡当たり>

用途	水量区分	料金(円)
一般用	1～10㎡	50←50
	11～20	90←75
	21～30	125←100
	31～50	165←130
	51～100	190←155
	101㎡以上	※190←155
臨時用	1㎡以上	280←220
集合住宅など	総使用水量を使用戸数で割り、一般用の算定方法で各戸に計算してそれを合算します。	

※印は、平成14年4月1日からは210円と読み替えます。「水道料金表」の金額は消費税等相当額を含みません。



③水道に関する情報の提供

市ホームページ「望遠郷」(<http://www.city.anjo.aichi.jp/>)の中で、水道に関する暮らしの情報などを提供しています。

暮らしの情報▷水道の申し込み、指定給水工事業者、使用の開始・中止、検針と料金、漏水 水道の概要▷業務統計、経営状況、浄水場、水質検査結果

④直圧給水の拡大

1戸建ての住宅を対象に3階直圧給水を実施します。※地域及び設置条件によって実施できない場合があります。